58—02　ＰＵＤＴ

判定機関・審理方式

１．　判定機関

(1) 判定機関

判定は、特§71②（実§26→特§71②、意§25②、商§28②、商§68③→商§28②）の規定により指定された審判官の合議体が行う。

この合議体の合議は、過半数により決する（特§71③→特§136②、実§26→特§71③→特§136②、意§25③→特§71③→特§136②、商§28③→特§71③→特§136②、商§68③→商§28③→特§71③→特§136②）。

(2) 審判長・審判官の指定等

特許庁長官は、判定が請求されたときは、３名の審判官を指定する。うち１名は、審判長として指定される。審判長は、判定請求事件に関する事務を総理する。

審判官の指定にあたっては、特§139 及び特§141 の規定による審判官の除斥、忌避の制約がある（特§71③）（→59—01）。

２．　審理方式

(1) 書面審理

判定の審理は、原則として、書面審理による（特§71③→特§145②、実§26→特§71③→特§145②、意§25③→特§71③→特§145②、商§28③→特§71③→特§145②、商§68③→商§28③→特§71③→特§145②）。

これは、判定の対象（イ号）を特定するためには書面（図面等）によらなければならないこと、判定事件は当事者対立構造になるとは限らないこと、及び手続の簡易・迅速性が要求されることなどによる。

(2) 口頭審理（→33—00）

判定の審理は、書面審理が原則であるが、審判長は、当事者の申立てにより、

又は職権で、口頭審理（→33—00）によるものとすることができる（特§71③→特§145②、実§26→特§71③→特§145②、意§25③→特§71③→特§145②、商§28③→特§71③→特§145②、商§68③→商§28③→特§71③→特§145②）。判定の審理を口頭審理によるものとするときは、口頭審理通知を当事者に送付する。

これは、判定の審理においても、事実の真相を把握するためには口頭審理によることがより適切なときがあると考えられることによる。

(3) 職権審理

ア 判定においては、職権主義（→36—01）が採られている（特§71③→特§152、§153）。これは、判定は高度に専門的・技術的な行政官庁である特許庁が行う鑑定であるところ、その結果が公表され、広く第三者にその内容が知らしめられるからである。

したがって、審理に必要な範囲・内容につき、当事者が申し立てない理由についての審理（特§71③→特§153①）、あるいは書面審理から口頭審理への審理の方式の切替えが職権でできる（特§71③→特§145②）。

イ しかし、請求人が申し立てない請求の趣旨については審理することができない（特§71③→特§153③）。

これは、請求の趣旨は請求人によって画定されるものであること、申し立てない請求の趣旨についての審理を許すことは請求人の意思に反して請求の趣旨を変更することになることなどによる。

(4) 併合審理

合議体は、複数の判定事件を勘案して、これらの審理を併合した方が、事案を迅速・的確に審理できると判断したときは、判定制度の趣旨に反しない限り、かつ当事者の特段の意思表示がない限り、併合して判定の手続を進めることができる（特§71③→特§154）。

(5) 着手順序と迅速な審理

ア 着手は、請求日順に行うのが原則である。

しかし、判定事件が、無効審判事件・訂正審判事件、侵害事件などと関連している場合には、相互に関連する複数の事件を総合的に勘案して、請求日順によらずに着手を行うときがある。例えば、判定事件の審理については、

特許法における中断又は中止の適用はない（→58―03 の１．(5)）が、必要があると認めるときは、侵害事件の訴訟手続が完結するまで当該侵害事件に関連する判定事件の審理の進行を止めて、他の判定事件を先に審理してもよい。

イ ただし、判定請求自体、当該特許発明の技術的範囲等について現存する争い又はその予防、あるいは事業の実施などがからみ早期に解決を要することが多いので、できる限り迅速に審理することが望ましい。

（改訂 R5.12）